

平成30年度 第1回 恵庭市行政不服審査会 会議録

○日 時 平成30年6月12日（火） 10:30～11:30

○場 所 恵庭市民会館2階 視聴覚室

○出席者 委員）森田委員、松本委員、日野委員
市） 原田市長、横道総務部長、依藤情報システム課長、
尾張主査、金内主任
傍聴）なし

○審査会の経過

※ 以下は、事務局が発言の要旨をメモにより要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。

■開会

【事務局】

只今から、平成30年度第1回「恵庭市行政不服審査会」を開催致します。
本審査会は、「行政不服審査法」が公正性の向上や使いやすさの向上の観点から改正されたことに伴い、恵庭市においても、有識者からなる第三者機関を設置することとなりましたので、皆様にお集まりをいただいております。

なお、本審査会は、恵庭市行政不服審査会条例第1条に基づき、市長の附属機関として、行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問される審査請求に係る事件について、調査審議を行うために設置するものです。 本日は、その最初の審議会であります。

■委嘱状交付

【事務局】

それでは、始めに、委員の皆様方にご委嘱申し上げたいと思います。

市長より自席において委嘱状を交付させていただきます。お名前を呼ばれた方はその場でご起立をお願いいたします。

※委嘱状交付

以上で委嘱状の交付を終了させていただきます。

■市長挨拶

【事務局】

引続きまして、原田市長より開催にあたってのご挨拶をさせていただきます。

※市長挨拶

ここで市長と総務部長は公務のため退席されます。

※市長退席

■委員・事務局紹介

【事務局】

それでは議事に先立ち、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

※各委員より自己紹介

ありがとうございました。引き続き、事務局より自己紹介いたします。

※事務局より自己紹介

【事務局】

それでは、本日の会議次第4「議題」に入りたいと思います。

尚、本審議会は、恵庭市行政不服審査会条例第7条の規定により、委員の過半数の出席で成立することとなっており、本日は委員3名全ての出席を得ていることから、審議会として成立しておりますので、ご報告を申し上げます。

■議題（1）会長、副会長の選出

【事務局】

それでは正副会長の選任をいたしたいと思います。条例には会長及び副会長は委員の互選により選出することとなっております。選任の方法についてお諮りいたします。

事務局から提案し委員みなさまの承認をいただくことでよろしいでしょうか。

※一同、異議なしの声

【仮議長】

それでは、事務局より提案願います。

【事務局】

それでは、事務局より提案いたします。会長には弁護士の森田委員を再任、副会長には行政書士の松本委員を再任としてはいかがでしょうか。

【仮議長】

只今、事務局より、会長には弁護士の森田委員、副会長には行政書士の松本委員という提案がありましたが、いかがいたしましょうか。

※一同、異議なしの声

【仮議長】

異議なし、とのことでございますので、会長には森田委員、副会長には松本委員にお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより先は会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。森田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

※議長交代

※議長挨拶

■議題（２） 行政不服審査法における行政不服審査会について

【会長】

それでは、議題に戻ります。（２）の行政不服審査法における行政不服審査会について事務局から説明願います。

【事務局】

それでは行政不服審査会について説明いたします。お手元に資料 1 から 4 を配布させていただきました。この資料で説明を行います。

資料 1 恵庭市行政不服審査会条例をご覧ください。第 2 条をごらんください。審査会は行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定により諮問される審査請求に係る事件について調査審議します。後ほどイメージ図を用いて説明します。第 3 条、委員 3 人以内で学識経験者などから市長が委嘱することとなっています。第 4 条、委員の任期は 2 年となっています。第 7 条、審査会は委員の半数以上の出席が無ければ開催できません。議事は委員の過半数で決します。

次に行政不服審査法全般について、総務省の資料を用いて概略をご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め行政庁に不服を申し立てる手続きです。簡易迅速な手続きにより、手数料無料で国民の権利利益を救済します。法改正の経緯ですが、昭和 37 年に制定以来、実質的な法改正はありませんでしたが、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しが行われ、平成 28 年 4 月に改正法が施行されたところです。2 枚目主な見直し内容のうち公正性の向上ですが、3 点ありまして、一つは審理員制度の導入、二つ目は第三者機関による点検、三つ目は審査請求人の権利拡充です。下の図は国における改正前後のイメージですが、これを市に当てはめると、資料 3 のようになります。恵庭市行政不服審査会は、図の左上にある第三者機関になります。諮問手続きのながれは、①審査請求人が処分庁等の処分について、審査庁に審査請求を行います。審査庁は審理員を指名します。審理員は審査請求人と処分庁の双方から主張・証拠を提出していただき、②審理をおこないます。③審理員は意見書を審査庁に送付します。④処分庁は審理員の意見書を参考に裁決案を作成し第三者機関へ諮問を行います。ただし、審査請求人が第三者機関の諮問答申を希望しない場合や第三者機関が不要と認めた場合は諮問を不要とし、迅速な裁決に配慮します。⑤答申を受けた審査庁は裁決を行います。ここまでの一連の手続きは標準的な処理期間として恵庭市では 6 ヶ月と設定しています。資料 3 の裏面に具体的な手続きの流れと要する時間を事務処理の順に記載しています。

【議長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

※質疑・意見なし

【議長】

その他ないようですので、議題（３）事案の報告に移ります。議題（３）について事務局より説明願います。

■議題（３） 事案の報告

【事務局】

平成２８年度の本審査会設置から本日に至るまでの間で、不服申し立てに至った事案は０件でした。税の滞納処分に関して請求の手前まで至ったケースは１件ありましたが、担当窓口との直接対話により解決したため、審査請求には至っておりません。また、全国、北海道内市町村の状況について、平成２８年度の数字ではありますが資料４の通りとなっております。

【議長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

※ 質疑・意見なし

【議長】

質疑等無いようですので、それでは議題４今後の予定について事務局より説明願います。

■議題（４） 今後の予定

【事務局】

先ほどの概要説明のとおり、本審査会は行政不服審査となる案件が発生したときに開催されます。委員皆様の任期は２年となっておりますので、この間に該当する案件が発生した場合には、事務局より会長に報告し、審査会を招集いたします。

【議長】

ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

※ 質疑・意見なし

■議題（５）その他

【議長】

質疑等無いようですので、議題（５） その他に関して、委員の皆様、または事務局から何かありますか。

※ なし

■閉会

【議長】

その他についても無いようですので、これで第 1 回の行政不服審査会を終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。